

絶対防いじり！高齢者虐待

高齢者虐待とは、他者からの不適切な扱いで権利・利益を侵害される状態や、生命・健康・生活が損なわれるような状態におかれることです。

高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)(平成18年4月施行)では、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人に対し、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならぬ義務が課せられています。

高齢者虐待は暴力的な行為だけではなく、5つに分類されます

- ①身体的虐待：暴力をふるう、けがを負わせる、理由なく身体拘束を行うなど
②心理的虐待：悪口を言う、怒鳴る、無視する、威圧的な態度で心理的な苦痛を与えるなど
③性的虐待：性的な嫌がらせ、合意されていない性的な行為を強要するなど
④経済的虐待：本人の合意なく勝手に

高齢者の権利擁護

高齢者虐待・認知症理解

市の高齢化率は28.6%に達し、今後上昇することが予想されます。特に、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には医療や介護が必要な高齢者や認知症高齢者が増加すると見込まれます。さらに、介護負担や認知症に関する理解不足で高齢者虐待に発展するケースもあります。

認知症って何？認知症になるとどうなるの？

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなり、記憶・判断力などの障害が起こり、普通の社会生活が営めなくなることです。覚えられない、すぐ忘れてしまう、月日や年月、場所、人が分からなくなるといった症状が現れます。

しかし、周囲の人の助けや接し方を工夫すれば、症状を和らげたり、現れないようにすることが出来ます。

認知症を理解する「認知症サポーター」になるって！

認知症の人や家族が安心して住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、認知症について正しく

資産を使う、理由なく金銭の利用を制限するなど

⑤介護・世話の放棄 放任(ネグレクト)：必要な医療・介護サービスを利用させない、世話をしないなど

勇気を持って速やかに相談・申告を

市へ虐待通報しても不利益な取り扱いはされませんので、安心してください。

この法律では、通報を行った養介護施設従事者などは、通報を理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないとされています。

また、高齢者虐待について通報などを行うことは、養介護施設従事者などが行っても「守秘義務違反」にはなりません。

注 虐待の事実がないのに事実であるような嘘の通報を行う「虚偽であるもの」は除きます。

問 高齢介護課 TEL 06・6992・1610



理解し、見守り、支援する応援者が「認知症サポーター」です。

認知症サポーターである証「オレンジリング」



認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではありません。認知症は誰でもなる可能性のある病気、他人事として無関心でいるのではなく、「自分たちの問題」として認識や、地域全体で認知症の人を支えるという意識を持つことが重要です。

認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう皆さんも積極的に認知症サポーター養成講座に参加しましょう。

問 高齢介護課 TEL 06・6992・1610

救急安心カード

救急車を呼び救急隊員が駆けつけた時に、救急隊は病院に患者の状態を伝えなければなりません。その時に氏名、持病、常用薬、救急連絡先などの情報があれば、よりスムーズな対応が期待できます。あらかじめ「救急安心カード」を作成し、救急時に備えておきましょう。

「安否確認ホットライン」の掲示用チラシ、「救急安心カード」の設置場所

高齢介護課、市民保健センター、佐太・菊水老人福祉センター、障害者・高齢者交流会館、大日サービスコーナー、各地区コミュニティセンター

また、市ホームページからダウンロードできます。 問 高齢介護課 TEL 06・6992・1610

介護保険苦情相談

介護保険サービスなどに係るさまざまな苦情・相談を弁護士が伺います。予約制になっていきますので、事前に電話または窓口で予約をお願いします。毎月第2水曜日午後3時～5時 場 市役所1階北エリア市民相談室101 注 相談は弁護士が対応し、相談時間は1時間以内です。

介護保険苦情専門相談の他、くすのき広域連合(本部・支所)では、介護保険に関するさまざまな相談を随時受け付けています。

申・問 くすのき広域連合総務課(市民保健センター内) TEL 06・6992・1516

申・問 くすのき広域連合守口支所(高齢介護課内) TEL 06・6992・2180

安否確認ホットライン

新聞がポストにたまっている、洗濯物が長く干したままである、明かりが昼夜ずっとついたままなど、普段と様子が違い、安否確認が必要な状況と思われる場合には、安否確認ホットラインに連絡してください。寄せられた情報をもとに早急に安否確認・状況把握を行います。

受付 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:30 TEL 06-6992-4010 Anpi4010Line @city-moriguchi-osaka.jp



日常生活用具給付等事業の給付対象種目が追加

4月1日より、給付対象種目に、「視覚障害者用血圧計」「たん吸引器ネブライザー両用器」を追加しました。(下表)

詳しくは、下記のQRコードまたは市のホームページをご覧ください。障害福祉課までお問い合わせください。

申・問 障害福祉課 TEL 06-6992-1630



Table with 5 columns: 種目 (Category), 仕様 (Specifications), 耐用年数 (Durability), 給付限度額 (Benefit Limit), 対象者 (Eligible Persons). Rows include 視覚障害者用血圧計 and たん吸引機ネブライザー両用器.

注 利用者負担は購入額の原則1割です。ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯については、利用者負担は無料。この場合の世帯とは、障害のある人およびその配偶者(児童の場合は、保護者およびその配偶者)をいいます。